

令和 3 年 監 査 公 表 第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した財政援助団体監査（大野城市商工会）の結果を同条第 9 項の規定により公表する。

令和 3 年 4 月 8 日

大野城市監査委員 堀 政 寛

大野城市監査委員 田 中 健 一

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

大野城市商工会

(2) 監査の範囲

令和元年度決算及び令和2年度 11 月末日における財政援助にかかる補助事業について

(3) 監査の期間

令和2年12月15日から令和3年3月26日まで

令和2年12月24日 財政援助団体監査に関する協議

令和3年2月15日 同 上

令和3年2月17日 本監査

令和3年3月18日 講評に関する協議

令和3年3月26日 講評

(4) 監査の方法

監査の実施にあたっては、令和元年度の決算状況及び令和2年11月末日における執行状況の資料提出を求め、計数の照合確認を行うとともに、対象の事務事業が当初の目的に沿い、適時適正に運営されているかどうかを主眼として実施した。

【調査事項】

① 大野城市商工会（以下「商工会」という。）の概要及び分掌する事務・職員配置状況について

② 市補助金について

（個別調査事項）

(1) 地域総合振興事業費 総合振興費

商工活性化（商品券）※市補助金充当分（消費税増税対策分含む）

③ 令和元年度決算報告書について

（個別調査事項）

(1) 管理費 家屋費 2. 土地借用料

④ 令和2年度に実施した主な事務事業の成果及び実績について

(個別調査事項)

(1) 令和2年度 特産品振興事業

- ・特産品認定専門委員会
- ・特産品開発委員会

⑤ 令和2年度合計残高試算表について

⑥ 令和2年度収入・支出予算の執行状況について

(個別調査事項)

(1) 収入の部 1款3項2目 支援体制強化事業

(2) 支出の部 3款1項14目 コロナ対策費

(3) 支出の部 5款5項1目 機械化対策費

2. 監査の結果

全体として、商工会における財務その他の事務の執行及び事務事業の実施状況、成果等について、概ね適正であると認められた。

なお、各調査事項についての意見は、次のとおりである。

① 商工会の概要及び分掌する事務・職員配置状況について

商工会では、商工業者の経営支援や地域の活性化を図る様々な業務に取り組むため、効率的な事務組織によりその運営にあたられていることが認められた。

② 市補助金について

市補助金に関する商工会及び大野城市（ふるさとにぎわい課）の関係書類を調査した結果、概ね適正に処理されていると認められた。

ただし、大野城市商工業振興事業補助金について、単価等の設定根拠や経緯等が不明確なものについては、適正な算定根拠に向けた見直し等の検討をお願いする。

③ 令和元年度決算報告書について

令和元年度の決算に係る財務諸表については、公益法人会計基準等に準拠し適正

に作成され、個別調査事項の事務処理についても概ね適正であると認められた。

④ 令和2年度に実施した主な事務事業の成果及び実績について

令和2年度の事業計画に基づき、各種事業の取り組みが堅実に実施されていることが認められた。

また、個別調査事項の事務処理については、概ね適正であると認められた。

⑤ 令和2年度合計残高試算表について

令和2年度合計残高試算表の関係書類等を調査した結果、資金管理及び資金運用等の事務処理について、概ね適正であると認められた。

⑥ 令和2年度収入・支出予算の執行状況について

令和2年度の予算執行状況及び個別調査事項の事務処理については、概ね適正であると認められた。

3. 結び

商工会においては、今後とも商工業者の経営支援や地域の活性化を図るため、より一層の活力ある商工会活動を展開され、「魅力あふれるまちづくり」に繋がっていくことを期待し、講評とする。